

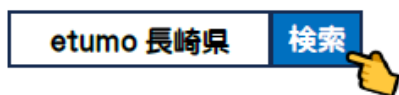
# 屋外広告物講習会の手数料納付マニュアル

## (申請者用)

1. オンライン（電子申請システム）での納付
2. 窓口納付（決済端末による納付）での納付
3. 手数料納付書での納付

# 1. オンライン（電子申請システム）での納付について

- 1) 長崎県のホームページから長崎県電子申請システムにアクセスします。



長崎県電子申請システム

- 2) 検索キーワードに「**屋外広告物講習会**」と入力し、検索します。

- 3) 「**R7年度 屋外広告物講習会受講手数料の納付（～12/16締切）**」を選択します。

- 4) すでに利用者登録をされている方はIDとパスワードを入力してログインしてください。  
まだ利用者登録が済んでいない方は①から登録を行ってください。

- 5) 利用規約を確認後、  
②「同意する」をクリックします。

6) 申込画面の案内に従って必要情報を入力し、③「確認へ進む」をクリックします。

申請者情報

氏名(フリガナ) **必須**

氏  名

氏名 **必須**

メールアドレス

納付情報

納付額

納付方法は、クレジットカード、PayPay、au PAY、d払いから選択できます。  
お支払いの確定が取れ次第、手続きの指図簿による着音が存続します。  
申込後、申込内容照会からお支払いを行ってください。  
¥10,000 2024年09月16日までにお支払ください。

確認へ進む >

③

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】  
・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み時は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。  
・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。  
・システムに読み込みを命じた時点で手続が完了して読み込まれますので、ご注意ください。  
・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

📄 入力中のデータを保存する 📄 保存データの読み込み

入力途中でも  
下書き保存が可能です

7) 入力情報に間違いがなければ、④「申込む」をクリックして申込完了です。

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

8月テスト版1 屋外広告業登録手数料の納付手続き(新規登録・更新登録)

申請者情報

氏名(フリガナ)

氏名

住所

住所

電話番号

メールアドレス

納付情報

手数料の名称 R7年度 屋外広告物講習会受講手数料の納付 (~12/16締切)

納付額 納付方法は、クレジットカード、PayPay、au PAY、d払いから選択できます。  
¥2,000

< 入力へ戻る ④ 申込む >

8) 納付申込が完了すると、【受付完了メール】が届きます。

受付完了メールには、

- 整理番号
- パスワード
- 申込内容照会ページのURLが記載されています。



9) URLをクリックします。

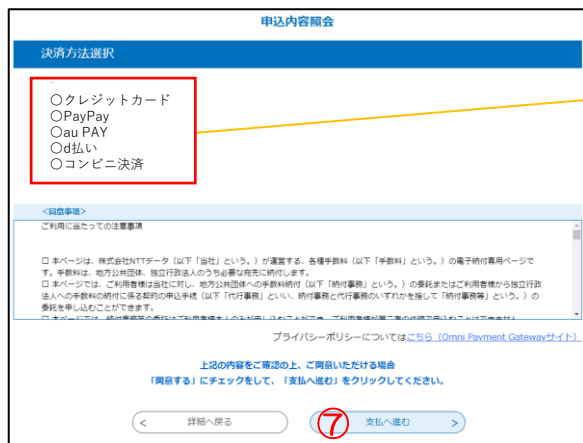
10) 整理番号とパスワードを入力し、  
⑤「照会する」をクリックします。



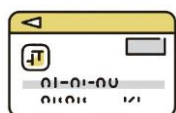
11) ⑥オンライン決済のリンクをクリック  
します。



12) 決済方法を選択し、⑦「支払いへ進む」をクリックします。



- クレジットカード決済
  - ・VISA ・JCB ・Mastercard
  - ・AMERICAN EXPRESS
  - ・Diners Club
- コード決済
  - ・PayPay ・auPAY ・d払い
- コンビニ決済  
(コンビニ店舗で現金払い)



### ●クレジットカード決済の流れ

1. 決済方法で「クレジットカード」を選択
2. カード番号等を入力して支払い

### ●コード決済の流れ

【スマートフォンの場合】

1. 決済方法で「コード決済 (PayPay、auPAY、d払い)」を選択
2. コード決済アプリを操作して支払い (支払い方法は連携されます)

【パソコンの場合】

1. 決済方法で「コード決済 (PayPay、auPAY、d払い)」を選択
2. ID、パスワードでのログイン、又は画面に表示された二次元バーコードをスマートフォンのコード決済アプリで読み取って支払い  
※支払いの操作は各アプリの表示に従ってください



### ●コンビニ決済 (番号払い) の流れ

1. 決済方法で「コンビニ決済」を選択
2. 支払コンビニを選択し、必要情報を入力して「確認へ進む>」をクリック
3. 受付完了画面に移動して支払い時に必要な情報 (第1番号、第2番号) をメモし、操作を完了  
※1つ又は2つの番号を使用しますが、コンビニにより異なります
4. コンビニ端末で操作を行い、支払票等を出し、レジにて現金で支払う



コンビニ決済情報入力画面
納付情報 ●●手数料
納付金額 ¥500
支払コンビニ
ファミリーマート ▼
お客様情報
氏名
大阪 太郎
電話番号
0505545
メールアドレス
abc@xyz.jp
メールアドレス (確認用)
abc@xyz.jp
< 選択へ戻る
確認へ進む >

受付完了画面
コンビニ ファミリーマート
第1番号 1111
第2番号 222222222222
支払期限 2024年6月30日 22:00
< 詳細へ戻る

13) 支払い操作後に「支払完了通知」メールが届きます。これで手数料の電子納付は完了です。



14) 納付完了後について

【講習会受講申し込みを電子申請システムで行う場合】

納付前に講習会受講申し込みを行っていただければこれで手続きは完了です。

まだ申し込みを行っていただければ、電子申請システムの「R7年度 屋外広告物講習会受講申し込み（～12/16締切）」から申し込みを行ってください。

【講習会受講申込書を提出する場合】

支払完了通知メール又は電子申請システムの申込詳細画面で、納付申込を行った手続きの「整理番号」（12桁）を確認します。

講習会受講申込書（様式第20号）の右側にある納付方法欄の電子納付にを入れ、整理番号を記入して申請窓口（都市政策課景観まちづくり班）へ提出（郵送）します。講習会受講申込書は県のHPからダウンロードできます。

[屋外広告物講習会 | 長崎県](#)

様式第20号（第20条関係）

講習会受講申込書

納付方法  
 電子納付（整理番号： ）  
 決済端末による納付（利用明細書貼付※）  
 手数料納付書による納付（納付済証・照合票貼付※）  
 ※裏面に貼付すること

長崎県知事 様 年 月 日  
 申込人 氏名

長崎県屋外広告物条例第37条第1項に規定する講習会を受講したので、関係書類を添えて申込みます。

写真 (2.5cm×3cm)	氏名 (ふりがな)		
	本籍地 (都道府県名)		
	現住所	〒 [電話 - - ]	
	生年月日	年 月 日	
	勤務先 (名称・所在地)	〒 [電話 - - ]	
	資格	取得年月日	資格の種類及び 認証番号
「屋外広告物の 施工に関する事項」 の課程の免除 を受ける資格	1 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者		
	2 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者		
	3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者の免状を有する者		
	4 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者及び職業訓練修了者のうち帆布製品製造取付に係るもの		

(注) 1 関係書類として、次の書類を添付すること。  
 (1) 住民票抄本又は住民票謄本  
 (2) 「屋外広告物の施工に関する事項」の課程の免除を受ける者は、その資格を証する書類  
 2 写真は、申込前6か月以内に撮影して正面から上半身を写したものであること。

納付方法

- 電子納付（整理番号：○○○○○○○○○○○○○○○）
  - 決済端末による納付（利用明細書貼付※）
  - 手数料納付書による納付（納付済証・照合票貼付※）
- ※別葉に貼付すること

※納付申込の整理番号は、記載誤りがあると納付の確認が行えないためご注意ください。

〔講習会受講申込書〕

## 2. 窓口納付（決済端末による納付）について

- ①作成した申請書類を申請窓口  
（都市政策課景観まちづくり班）  
へ提出し、**手数料連絡票**を  
受け取る



- ②手数料連絡票に申請者名を記入する  
例）長崎 太郎

手数料連絡票

手続き名 複写（単色・A3以下）

納付額 ( 2,000円 )  
 部局名 ( 土木部 )  
 所属名 ( 都市政策課 )  
 手続きコード ( 3-00000511 )  
 氏名 ( **長崎 太郎** )

※備考  
 手数料の納付時は、この用紙を納付窓口へ提出してください。

〔手数料連絡票（A6サイズ）〕

- ③手数料連絡票を持って支払窓口（本庁2階売店）へ向かう

- ④支払窓口で手数料連絡票を渡す

- ⑤手数料の支払いを行う  
※キャッシュレス決済のみ



- クレジットカード
  - ・Visa ・JCB ・Mastercard
  - ・American Express
  - ・Diners Club
- 電子マネー
  - ・交通系IC
  - ・nanaco
  - ・WAON ・楽天Edy
- コード決済
  - ・PayPay ・d払い
  - ・auPay ・楽天Pay

- ⑥利用明細書を  
2枚（申請者控え、県提出用）  
受け取る



〔利用明細書〕

- ⑦利用明細書の1枚を「講習会受講申込書（様式第20号）」の裏面に貼り付ける

- ⑧「講習会受講申込書（様式第20号）」の表面にある納付方法欄の「決済端末による納付」に  
 を入れる

納付方法

電子納付（整理番号： ）

決済端末による納付（利用明細書貼付※）

手数料納付書による納付（納付済証・照合票貼付※）

※別業に貼付すること

納付した手数料の内容

※領収書から切り離した<納付済証>を貼付 ※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>又は  
 ※領収書から切り離した<納付済証 照合票>を貼付 ※領収書から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

※県提出用は「納入者控」のゴム印が押されていない方

【手数料納付窓口で納付の場合】  
 納付窓口で受け取った<利用明細書（レシート）>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】  
 領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県外理購】  
 財務省システムへの申請書等受付の登録

〔講習会受講申込書裏面〕

- ⑨申請窓口（都市政策課景観まちづくり班）へ提出





# 3. 手数料納付書での納付について

①申請窓口（本庁6階 **都市政策課景観まちづくり班**）へ電話連絡または送付状で手数料を納付書で納付したい旨を伝え、**受講申込書他必要書類と切手を貼った返信用封筒を郵送**する（または事前に連絡を入れたうえで納付書を都市政策課まで取りに行く）

②手数料納付書が送られてきたら支払いを行う **※現金支払のみ**

〔手数料納付書〕

←上半分を切り離してコンビニや金融機関等の窓口にもっていく



③収納印が押された領収証書（申請者控え）と納付済証を受け取る

〔領収証書 (申請者控え)〕

〔納付済証〕

〔納付済証〕

〔納付済証照合票〕

④講習会受講申込書（様式第20号）の裏面に納付済証と納付済証照合票を貼り付け、**都市政策課景観まちづくり班**へ提出する

〔納付済証照合票〕

- 【手数料納付窓口で納付の場合】  
納付窓口で受け取った<利用明細書 (レシート)>のうち1部を貼付
- 【手数料納付書で納付の場合】  
領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付
- 【泉処理欄】  
財務会計システムへの申請書等受付の登録

〔講習会受講申込書裏面〕